

東京外国語大学言語文化学部学類規程

〔平成31年 4月17日〕
規 則 第 6 号

(趣旨)

第1条 東京外国語大学言語文化学部（以下、「学部」という。）に、次に掲げる学類を置く。

- (1) 言語・情報学類
- (2) 総合文化学類

(構成)

第2条 学類は、学部において専門演習（本ゼミ）及び卒業研究演習を担当する教授、准教授、講師及び助教（以下「担当教員」という。）をもって構成する。

2 担当教員は、いずれかの学類の構成員となる。

(学類会議)

第3条 学類の運営を円滑に行うため、各学類に学類会議を置く。

2 学類会議は、前条第2項に規定する教員を構成員とする。

3 学部長及び第5条第1項に規定する学類長が必要と認める場合は、前項以外の職員を加えることができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 会議の定足数、運営等は、東京外国語大学学部会議通則（平成24年規則第110号）を適用する。

(学類会議の審議事項)

第4条 学類会議は、当該学類において、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) その他、学類に関すること。

(学類長)

第5条 各学類会議に学類長を置き、当該学類会議を構成する教授のうちから選出する。

2 学類長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。なお、欠員が生じた場合の後任の学類長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学類長は、学類会議を招集し、その議長となる。

4 学類長に事故あるときは、あらかじめ学類長の指名する者がその職務を代行する。

(学類会議の部会)

第6条 学類会議は、特定の事項を検討するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、当学類会議の構成員のうちから、各会議が定める者をもって組織する。ただし、必要に応じて他の学類会議の構成員を含めることができる。

3 部会の運営に関し必要な事項は、各学類会議が別に定める。

(細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、学類の運営に関し必要なことは、各学類会議の議を経て教授会が定める。

附 則

1. この規程は、平成31年4月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
2. この規程施行後、最初に選出される学類長は、この規程に基づき選出されたものとみなし、第5条第2項の規定にかかわらず、任期は1年とする。
3. 平成30年度以前入学者のカリキュラムにおける言語・情報コース長は、言語・情報学類長が兼務する。
4. 平成30年度以前入学者のカリキュラムにおけるグローバルコミュニケーションコース長は、なお従前の例による。
5. 平成30年度以前入学者のカリキュラムにおける総合文化コース長は、総合文化学類長が兼務する。